

平成23年度 随意契約の公表(こども未来部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの随意契約

【こども未来部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども政策課	子ども手当管理システム「こぐま」特別措置法対応業務	平成23年10月1日	株式会社 阪南ビジネス マシン	堺市中区深井北町 3275番地	3,412,500	契約業者は、子ども手当管理システムの導入業者であり、契約業者以外で当該業務を行うとした場合、現行システムの分析や開発元との調整などに多大な時間を費やすとともに費用も大幅に増大するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
保育課	保育システム扶養控除廃止に伴う所得税計算変更業務委託契約	平成24年1月16日	株式会社 阪南ビジネス マシン	堺市中区深井北町 3275番地	525,000	契約業者は当該ソフトウェアの納入業者であり、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
保育課	旧市立亀井保育所解体に伴う家屋調査業務(事後)	平成24年3月16日	株式会社 大一 建設	八尾市南亀井町1-4 -3	882,000	当業務は同保育所解体工事と関連性や因果関係が強く、同一業者に発注する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
青少年課	第59回八尾市成人式会場借上料	平成24年1月6日	財団法人八尾 体育振興会	八尾市青山町3丁目 5番24号	538,200	市内で2千人以上の新成人を一度に入場させることができる会場は、同会場しかないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
青少年課	こどもフェスティバル文化会館借上料	平成24年3月9日	財団法人八尾 市文化振興事 業団	八尾市光町2丁目40 番地	653,640	例年、出演者300名以上と保護者の参加があり、事業内容に即した設備があり、上記人数を収容できる会場は市内で同会場しかないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
青少年課	八尾市放課後児童室業務システム再構築事業委託	平成24年2月1日	株式会社 阪南ビジネス マシン	大阪府堺市中区深井 北町3275番地	5,367,999	当該業務は当初、入札の告示を行い、入札事務を進めていたが、参加申請のあった全業者が、辞退や要件不備により、入札が不成立となった。前システムは契約が終了しており、早急に決定する必要があったため、仕様書や納期、予定価格等を変更せずに業務を遂行可能であった同社と随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当)